

利用料金表 兼 同意書 (令和6年8月1日～)

ひらかた聖徳園

単位：円

1. 介護保険に係わる費用		日 額					
内 容		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①介護費用		701	774	852	926	998	
②加算費用							
・障害者生活支援体制加算Ⅰ	1日あたり			28			
・個別機能訓練加算Ⅰ				13			
・日常生活継続支援加算				48			
・看護体制加算Ⅰ				5			
・看護体制加算Ⅱ				9			
・夜勤職員配置加算Ⅳ口				22			
・精神科を担当する医師に係る加算				6			
・生活機能向上連携加算Ⅱ		1月あたり			105		
・科学的介護推進体制加算Ⅱ					53		
・ADL維持加算Ⅱ					63		
・自立支援促進加算				293			
・個別機能訓練加算Ⅱ				21			
・協力医療機関連携加算Ⅰ				105			
・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ				11			
・認知症チームケア加算Ⅰ				157			
・生産性向上推進体制加算Ⅱ			11				
・介護職員等処遇改善加算Ⅰ (総単位の14.0%)		116	127	137	148	158	
小計	3割負担	2,833	3,084	3,350	3,604	3,852	
	2割負担	1,890	2,057	2,235	2,404	2,569	
	1割負担	948	1,032	1,120	1,205	1,287	
2. 食費		日 額					
標準額 (4段階)				1,780			
負担限度額認定を受けられた方	3段階②			1,360			
	3段階①			650			
	2段階			390			
	1段階			300			
3. 居住費		日 額					
標準額 (4段階)				2,700			
負担限度額認定を受けられた方	3段階			1,370			
	2段階			880			
	1段階			880			
自己負担額合計		日 額					
標準額 (4段階)	3割負担	7,313	7,564	7,830	8,084	8,332	
	2割負担	6,370	6,537	6,715	6,884	7,049	
	1割負担	5,428	5,512	5,600	5,685	5,767	
負担限度額認定を受けられた方	3段階②	3,678	3,762	3,850	3,935	4,017	
	3段階①	2,968	3,052	3,140	3,225	3,307	
	2段階	2,218	2,302	2,390	2,475	2,557	
	1段階	2,128	2,212	2,300	2,385	2,467	
自己負担額合計		月 額 ※30.4日/月で計算					
標準額 (4段階)	3割負担	225,034	232,639	240,787	248,499	255,999	
	2割負担	195,419	200,489	205,921	211,062	216,062	
	1割負担	165,810	168,345	171,061	173,631	176,132	
負担限度額認定を受けられた方	3段階②	112,610	115,145	117,861	120,431	122,932	
	3段階①	91,026	93,561	96,277	98,847	101,348	
	2段階	68,226	70,761	73,477	76,047	78,548	
	1段階	65,490	68,025	70,741	73,311	75,812	

※ 特別な食事・理美容代・喫茶等、入居者等の選択に基づいて行ったサービスや、個人の占有とされる備品の実費はご負担いただきます。
 ※ 介護サービス利用者負担額の支払い額が一定の上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として償還されます。別途手続きが必要です。
 ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

4. その他、該当した場合に算定される加算		
加算の種類	内容	日額/月額(円) ※1割負担の場合
入院外泊時加算(6日間まで)	病院へ入院した場合、及び外泊を認めた場合に算定	257
初期加算(30日間まで)	入居当初、施設生活に慣れるための様々な支援に対する評価。30日超入院後の再入居の場合も算定	32
安全対策体制加算(入所時1回に限る)	安全対策担当者置き、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合に算定	21
退所前連携加算(1回/人)	入居期間が1月を超える入居者が退所するに先立って、居宅介護支援事業所等と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定	523
退所前訪問援助加算(入所中1回に限る)	入居期間が1月を超える入居者が退所するに先立って、相談員等が退所後の居宅を訪問し、相談援助を行った場合に算定	481
退所後訪問援助加算(退所後1回に限る)	退所後30日以内に相談員等が退所後の居宅を訪問し、相談援助を行った場合に算定	481
退所時相談援助加算(1回/人)	入居期間が1月を超える入居者やその家族へ、退所後のサービス提供について相談援助を行い、必要機関へ情報提供を行った場合に算定	418
退所時情報提供加算(1回/人)	医療機関へ退所する入居者について、医療機関へ情報提供を実施した場合に算定	262
在宅復帰支援機能加算	居宅介護支援事業所に情報提供等、退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に算定	11
在宅・入所相互利用加算	在宅生活の継続を目指し、在宅・入居期間を定めて居室を計画的に利用した場合に算定	42
栄養マネジメント強化加算(日単位)	基準に加えて管理栄養士を配置し、他職種と共同して低栄養状態の入居者ごとに栄養ケア計画を策定・実施。また情報を厚生労働省に提出し、活用している場合に算定	12
新興感染症等施設療養費(日単位)	入居者が厚労省大臣が定める感染症に感染した場合、相談・診療・入院等を行う医療機関を確保した上で、介護サービスを実施した場合に算定(1回/月、連続する5日間のみ)	251
経口移行加算(180日を限度)	経管栄養の方が、経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合に算定	30
療養食加算(3回/日まで、1食あたり)	疾病治療のため医師発行の食事箋に基づき、糖尿・腎臓病食、特別な検査食等を提供した場合に算定	7/食
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症の行動・心理症状(BPSD)に対して、専門的な研修終了者を置き、認知症ケアに関する会議や研修を計画・実施した場合に算定	4
認知症専門ケア加算Ⅱ	同上	5
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	医師が認知症のBPSDのために在宅生活が困難と判断し、緊急入居に至った場合に算定	209
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症患者ごとに担当者を置き、適切なサービス提供を行った場合に算定	126
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、以下の時間帯に訪問し入居者の診療等を行った場合に算定 (通常の勤務時間外かつ早朝・夜間・深夜以外)	340
	同上(早朝・夜間)	680
	同上(深夜)	1,359
看取り介護加算Ⅱ	医療提供体制を整備した上で、看取りを実施した場合に算定(死亡日31日前～45日前)	76
	同上(死亡日4日前～30日前)	151
	同上(死亡日前日、前々日)	816
	同上(死亡日)	1,652
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	厚労大臣が定める基準に適合し、日常生活継続支援加算を未算定の場合に算定	13
経口維持加算Ⅰ(月単位)	摂食障害がある方の経口摂取を維持するため、栄養管理を実施した場合に算定	418
経口維持加算Ⅱ(月単位)	上記算定の上、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定	105
口腔衛生管理加算Ⅰ(月単位)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員への助言・指導を行った場合に算定	94
口腔衛生管理加算Ⅱ(月単位)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員への助言・指導、またその情報を厚生労働省に提出の上、活用している場合に算定	115
退所時栄養情報連携加算(月単位)	特別食又は低栄養状態の入居者について、管理栄養士が、退所先の医療機関・介護保険施設、介護支援専門員に対して情報提供した場合に算定	74
再入所時栄養連携加算(再入所時1回)	入居者が入院し、入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際に、医療機関の管理栄養士と協働で栄養ケア計画を作成・実施した場合に算定	418
生活機能向上連携加算Ⅰ(月単位)	リハ専門職等との連携により、自立支援・重度化防止に資する介護を提供する体制を整え、計画の作成等をした場合に算定	105
個別機能訓練加算Ⅱ(月単位)	機能訓練指導員が他の職種と共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を策定・実施し、情報を厚生労働省に提出の上、活用している場合に算定	21
個別機能訓練加算Ⅲ(月単位)	上記に加えて、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定し、機能訓練・口腔の健康・栄養状態に関する情報を職種間で相互に共有している場合に算定	21
科学的介護推進体制加算Ⅰ(月単位)	全ての利用者に係るデータをLIFE(科学的介護情報システム)に提出し、PDCAサイクル・ケアの質の向上の取り組みを推進した場合に算定	42
ADL維持加算Ⅰ(月単位)	ADLを良好に維持・改善する取り組みを推進した場合に算定	32
褥瘡マネジメント加算Ⅰ(月単位)	褥瘡の発生予防のため、入居者ごとに定期的に評価を行い、有リスク者に対して多職種協働の下、支援計画を作成・実施・見直しした場合に算定	4
褥瘡マネジメント加算Ⅱ(月単位)	上記の上で、褥瘡発生リスクがあるとされた方に、発生のない場合に算定	14
排せつ支援加算Ⅰ(月単位)	排泄障害等のため介護を要する入居者に、多職種協働の下、支援計画作成・実施等した場合に算定	11
排せつ支援加算Ⅱ(月単位)	上記の上、排尿もしくは排便状況に改善が見られ、いずれも悪化していない場合に算定	16
排せつ支援加算Ⅲ(月単位)	上記の上、オムツ使用ありから、使用なしに改善している場合に算定	21
特別通院送迎加算(月単位)	透析を要する入居者につき、ご家族・病院等による送迎が困難である等、やむを得ない事情があつて月に12回以上、送迎を実施した場合に算定	621
協力医療機関連携加算Ⅱ(月単位)	協力医療機関が以下を満たす場合に算定(Ⅰの要件) ①入居者の急変時、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保している ②施設からの依頼時、診療を行う体制を常時確保している ③入院を要すると認められた入居者の入院を、原則受け入れる体制を確保している	6
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ(月単位)	以下を満たすことで算定(Ⅰの要件) ・第2種協定指定医療機関(府が協定・指定)との間で、新興感染症の対応を行う体制を確保している ・協力医療機関等との間で、一般的な感染対策について取り決め、発生時には連携・対応している ・感染対策向上加算の算定をしている医療機関又は医師会が行う、院内感染対策に関する研修又は訓練に参加している(1回/年以上)	6
生産性向上推進体制加算Ⅰ(月単位)	以下を満たすことで算定 ・利用者の安全・介護サービスの質の確保・職員の負担軽減に資する委員会の開催 ・生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施 ・以下の見守り機器等を複数導入していること ①見守り機器、②インカム等、連絡調整迅速化に資する機器、 ③介護ソフト・スマホ等、介護記録作成効率化に資する機器 ※①を全居室に設置し、②を全職員が使用、③を適宜使用すること ・業務改善の効果を示すデータ提出するとともに、成果が確認されていること ①利用者のQOL変化、②超過勤務時間の変化、③有給休暇取得状況の変化、④心理的負担等の変化、 ⑤機器導入による業務時間の変化 ・職員間の適切な役割分担(介護助手等)の取り組みを実施していること	105